（郵送による運転及び更新可能期間の指定措置の流れ）

運転免許証更新対象者

以下の書類を運転免許センターに郵送してください。
【送付書類等】
○ 更新手続（開始・継続）申請書
○ 運転免許証の写し(表面・裏面)
○ 返信用封筒
（申請者の宛名を記載して、８４円分の切手を貼ってください。）

※ 注意事項
○ 運転免許証裏面備考欄へ送付したシールを貼り付けなければ、運転及び更新可能期間の延長手続は完了しません。
○ 必ず、運転免許証の更新可能期間までに運転免許センター又は、管轄警察署の窓口で更新手続を行ってください。
※ 運転及び更新可能期間を過ぎると運転することができません。

シールを受領
運転免許証裏面備考欄に貼付してください。

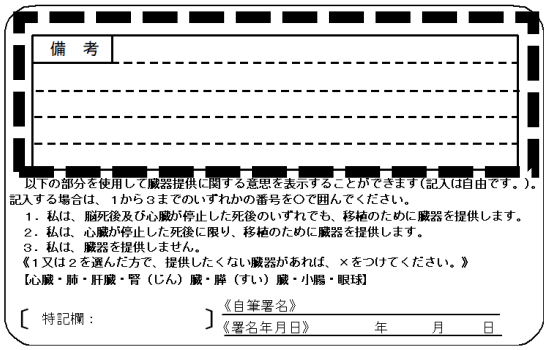

注意：運転免許証の裏面に、点線内にシールの裏面のテープを剥がしてから貼り付けてください。

運転免許センター

更新手続開始申請書の受理

↓

更新の延長対象者であるかを確認した後、運転及び更新可能年月日等を記載したシールを作成します。

↓

シール様式

氏 名（免許証番号）
更新手続中
令和○年○月○日まで運転及び更新可能
受付：令和○年○月○日○○公安委員会

↓

返信用封筒にシール及び案内文を同封し、返送します。